

## [参考] 役員報酬・役員退職手当 先行事例等との比較表

(単位:円、「～」は「以内」)

	常勤役員												非常勤役員															
	理事長				副理事長				理事				理事長・副理事長・理事															
	基本給(月額) (※2)	賞与	年間 総支給額	退職手当 (在職1年分)	基本給(月額)	賞与	年間 総支給額	退職手当 (在職1年分)	基本給(月額)	賞与	年間 総支給額	退職手当 (在職1年分)	賞与計算式(※7)	退職手当計算式(※8)	通勤 手当	地域 手当 (※6)	単身 赴任 手当	非常勤役員手当		監事								
金額	年間支給額	金額	年間支給額	金額	年間支給額	金額	年間支給額	金額	年間支給額	金額	年間支給額	金額	年間支給額	金額	年間支給額	金額	年間支給額	金額	年間支給額	金額	年間支給額							
岐阜県独法(総合C・多治見)	～865,200	～3,889,074	～14,271,474	～1,297,800	～805,460	～3,620,542	～13,286,062	～1,208,190	～747,780	～3,361,271	～12,334,631	～1,121,670	(月額×1.45)×3.10月	退職時月額×在職月数×0.125	○	(報酬に含む)	—	日額	30,000	—	○	年額	900,000	900,000	○			
岐阜県独法(下呂)	～840,000	～3,775,800	～13,855,800	～1,260,000	～782,000	～3,515,090	～12,899,090	～1,173,000	～726,000	～3,263,370	～11,975,370	～1,089,000	(月額×1.45)×3.10月	退職時月額×在職月数×0.125	○	△(※9)	—	日額	30,000	—	○	年額	450,000	450,000	○			
岐阜県独法(看護大学)	840,000	3,775,800	13,855,800	1,260,000	(副理事長制度なし)				～726,000	～3,263,370	～11,975,370	～1,089,000	(月額×1.45)×3.10月	退職時月額×在職月数×0.125	○	△(※9)	—	日額	30,000	—	○	年額	450,000	450,000	○			
先行地方独法 (病院) 役員	大阪府	1,140,000	6,019,200	19,699,200	0	930,000	4,910,400	16,070,400	0	(規定なし)				0	(月額×1.20)×4.40月	(支給なし)	○	—	—	(非常勤理事制度なし)		○	月額	50,000	600,000	○		
	宮城県	1,140,000	3,320,000	17,000,000	0	200,000	600,000	3,000,000	※週2日勤務	450,000	1,100,000	6,500,000	0	定額	(支給なし)	○	—	—	日額	11,700	—	○	月額	50,000	600,000	○		
	岡山県	975,000	4,300,000	16,000,000	975,000	875,000	3,500,000	14,000,000	875,000	608,333	2,700,000	9,999,996	608,333	定額	退職時月額×在職月数×0.083	○	—	—	日額	30,000	—	○	日額	30,000	—	○		
	山形県	710,000	1,455,000	9,975,000	0	(未決定)				0	(未決定)				0	定額	(支給なし)	○	—	—	月額	50,000	600,000	○	月額	50,000	600,000	○
	静岡県	750,000	3,643,125	12,643,125	750,000	600,000	2,914,500	10,114,500	600,000	500,000	2,428,750	8,428,750	500,000	(月額×1.45)×3.35月	退職時月額×在職月数×0.083	○	—	—	月額	150,000	1,800,000	○	月額	100,000	1,200,000	○		
	秋田県	～1,750,000	0	～21,000,000	0	～1,250,000	0	～15,000,000	0	※10) 1,166,667	0	～14,000,004	0	(支給なし)	(支給なし)	○	—	—	日額	32,000	—	○	年額	900,000	900,000	○		
	東京都	※11) 1,375,000	0	16,500,000	1,375,000	※11) 1,375,000	0	16,500,000	1,375,000	※11) 1,375,000	0	16,500,000	1,375,000	(支給なし)	平均月額×在職月数×0.083	○	(報酬に含む)	—	日額	33,900	—	○	日額	30,500	—	○		
	那覇市	※12) 1,308,500	3,820,806	21,033,006	1,258,500	(副理事長制度なし)				(常勤理事制度なし)(※13)				(月額(地域手当含み)×1.20) ×3.30月	退職時月額×在職月数×0.125	—	○	—	月額	20,000	240,000	—	月額	50,000	600,000	○		
先行地方独法 (大学) 役員	静岡県	1,065,000	5,173,238	17,953,238	1,065,000	600,000	2,914,500	10,114,500	600,000	600,000	2,914,500	10,114,500	600,000	(月額×1.45)×3.35月	退職時月額×在職月数×0.083	○	—	—	月額	150,000	1,800,000	○	月額	100,000	1,200,000	○		
	福井県	890,000	4,323,175	15,003,175	890,000	～766,000	～3,720,845	～12,912,845	～766,000	～766,000	～3,720,845	～12,912,845	～766,000	(月額×1.45)×3.35月	退職時月額×在職月数×0.083	○	—	—	日額	30,000	—	○	日額	30,000	—	○		
	滋賀県	994,000	4,828,355	16,756,355	1,491,000	728,000	3,536,260	12,272,260	1,092,000	728,000	3,536,260	12,272,260	1,092,000	(月額×1.45)×3.35月	退職時月額×在職月数×0.125	○	—	—	日額	30,000	—	○	日額	30,000	—	○		
	奈良県	900,000	4,371,750	15,171,750	1,350,000	～850,000	～4,128,875	～14,328,875	～1,275,000	～850,000	～4,128,875	～14,328,875	～1,275,000	(月額×1.45)×3.35月	退職時月額×在職月数×0.125	○	—	—	日額	25,000	—	○	日額	25,000	—	○		
	三重県	～843,000	～4,094,873	～14,210,873	～1,264,500	～843,000	～4,094,873	～14,210,873	～1,264,500	～843,000	～4,094,873	～14,210,873	～1,264,500	(月額×1.45)×3.35月	退職時月額×在職月数×0.125	○	—	—	日額	30,000	—	○	日額	30,000	—	○		
	宮城県	994,000	4,828,355	16,756,355	0	～728,000	～3,536,260	～12,272,260	0	～728,000	～3,536,260	～12,272,260	0	(月額×1.45)×3.35月	(支給なし)	○	—	—	日額	30,000	—	○	日額	30,000	—	○		
	和歌山県	829,000	4,026,868	13,974,868	1,243,500	571,000	2,773,633	9,625,633	856,500	～747,000	～3,628,553	～12,592,553	～1,120,500	(月額×1.45)×3.35月	退職時月額×在職月数×0.125	○	—	—	日額	24,000	—	○	日額	24,000	—	○		
	島根県	1,066,000	4,946,240	17,738,240	1,599,000									(月額×1.45)×3.20月	退職時月額×在職月数×0.125	○	—	—	日額	30,000	—	○	日額	30,000	—	○		
	岡山県	994,000	4,828,355	16,756,355	994,000	410,000	1,991,575	6,911,575	410,000	～490,000	～2,380,175	～8,260,175	～490,000	(月額×1.45)×3.35月	退職時月額×在職月数×0.083	○	—	○	日額	30,000	—	○	日額	30,000	—	○		
	大分県	728,000	3,536,260	12,272,260	1,092,000	728,000	3,536,260	12,272,260	1,092,000	～994,000	～4,828,355	～16,756,355	～1,491,000	(月額×1.45)×3.35月	退職時月額×在職月数×0.100	○	—	○	日額	30,000	—	○	日額	30,000	—	○		
	熊本県	～994,000	～4,828,355	～16,756,355	～1,491,000	～994,000	～4,828,355	～16,756,355	～1,491,000					(月額×1.45)×3.35月	退職時月額×在職月数×0.125	○	—	—	日額	30,000	—	○	日額	30,000	—	○		
	青森県													(月額×1.45)×3.30月	(職員の例による)	○	—	—	日額	30,000	—	○	日額	30,000	—	○		
現行の 県立3病院 幹部職員 (平均給与額) (※5)	院長	950,038	4,507,109	15,907,565	—									(月額(地・扶含む)×1.20 +月額×0.25)×4.50月		○	○	○										
	副院長(医)					974,436	4,118,717	15,811,949	—	974,436	4,118,717	15,811,949	—	(月額(地・扶含む)×1.20 +月額×0.15)×4.50月	退職時月額×(1+早期退職加算 割合)×(退職事由・勤続期間に 応じた支給率)+調整額	○	○	○										
	事務局長					622,920	3,155,200	10,630,240	—	622,920	3,155,200	10,630,240	—	(月額(地・扶含む)×1.15) ×4.50月		○	○	○										
	看護部長									545,422	2,499,140	9,044,204	—			○	○	○										
現行の看護大学 学長		843,000	3,789,285	13,905,285	1,264,500									(月額×1.45)×3.35月	退職時月額×在職月数×0.125	○	△(※9)	○										
岐阜県特別職	知事	1,340,000	7,155,600	23,235,600	10,130,400									(月額×1.20)×4.45月	退職時月額×在職月数×0.63	○	—	—										
	副知事	1,060,000	5,660,400	18,380,400	5,724,000										退職時月額×在職月数×0.45	○	—	—										
	教育長	800,000	4,272,000	13,872,000	2,880,000										退職時月額×在職月数×0.30	○	—	—										
大阪府特別職	副知事	1,140,000	6,019,200	19,699,200	6,156,000									(月額×1.20)×4.40月	退職時月額×在職月数×0.45	○	—	—										
山形県 病院事業管理者		～783,000	～3,576,353	～13,061,353	～2,818,800									(月額×1.45)×3.15月	退職時月額×在職月数×0.30	○	寒冷地手当	—										
静岡県 がん事業管理者		750,000	3,643,125	12,643,125	1,350,000									(月額×1.45)×3.35月	退職時月額×在職月数×0.15	○	—	—										
東京都指定職 3号給		858,000	4,930,926	16,874,286	—									(給与+(給料+地手)*0.2 +給料*0.25)×3.50月	(一般職員と同様の計算)	○	○16%	—										
愛知県病院事業管理者		～921,000	～4,714,415	～16,484,795	～3,315,600									(月額(地域手当含み)×1.20 +月額×0.25)×3.35月	退職時月額×在職月数×0.30	○	○6.5%	—										
(独)国立病院機構 役員		1,211,000	5,727,700	22,584,820	1,816,500	994,000	4,701,300	18,537,780	1,491,000	843,000	3,987,100	15,721,660	1,264,500	定額	退職時月額×在職月数×0.125	○	○一律16%	○										
国立病院	総長(5人)	994,000	5,347,819	18,826,459	—									(月額(地含み)×1.20 +月額×0.25)×3.35月	(一般職員と同様の計算)	○	○医師13%	○										
(ナショナルセンター)	院長(3人)	922,000	4,960,452	17,462,772	—											○	○医師13%	○										
【指定職】(※6)	院長(10人)	784,000	4,217,998	14,849,038	—											○	○医師13%	○										

注記 ※1) 各先行法人の役員については、原則として、役員報酬規程・役員退職手当規程に規定されている金額を記載している。職員を兼務する場合等、実際にはこの金額が適用されていない場合がある。

※2) 報酬額が年額(年俸)で設定されている場合も、月額に換算して記載している。

※3) 当県4法人の役員についてはH21人事院・県人事委員会勧告後の額により記載しているが、他の各団体については全て勧告前の額により記載している。各団体でも、今後勧告に応じた改定が行われる可能性がある。

※4) 臨時的抑制措置(給与カット)を行っている団体については、その影響を除いた金額により記載している。

※5) 現行病院幹部の月額には、次の手当を含めている。①管理職手当、②初任給調整手当、③扶養手当、④地域手当(岐阜市・多治見市2.5%、医師は13%)

※6) あらかじめ地域手当相当額を含めた額で基本給を設定している事例(総合C、多治見、東京都独法)及び現行病院幹部では、基本給に地域手当分を含んでいる。那覇市、東京都指定職、愛知県病院事業管理者、国立病院機構、ナショナルセンターについては、地域手当分を基本給には含めず、賞与・年間総支給額に反映している。なお、ナショナルセンター総長・院長の地域手当の率は、在勤地が東京都特別区内の場合は16%であるが、ここでは一律に医師に適用される15%で計算している。

※7) 賞与の計算式は、スペースの都合上、若干簡略化して記載しているものがある。

※8) 退職手当の計算式は、比較のため、「月額×在職年数×1」としているものを「月額×在職月数×0.083」と置き換えて記載している。

※9) 制度としては支給対象となり得るが、下呂市・羽島市は地域手当算定対象地域外。

※10) この範囲内での実際の支給額: 666,667円、500,000円

※11) 規程には1号給13,500,000円～8号給22,500,000円の年俸表を定めた上で、その範囲内で4号給16,500,000円を支給。

※12) 役員手当50,000円、医師手当419,500円を含めて記載。地域手当125,850円は基本給には含めず、賞与・年間総支給額に反映。

※13) 職員兼務非常勤役員には、(職員給与+非常勤役員手当(月額20,000円))を支給。「常勤理事」制度なし。

※14) 本書に記載の報酬・給与の額をはじめとする各団体に関する情報は、インターネット上等で公開されている例規・規程等から得られる情報をもとに岐阜県医療整備課において独自に計算、記載したものであり、数値が正確でない場合や、実際の状況とは異なる場合もあり得る。